

山形県後期高齢者医療広域連合広域計画

I 広域計画の概要

1. 広域連合設立の経緯

国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとするなどをも目的とした医療制度改革関連法が平成18年6月に成立したことにより、老人保健法が平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律に改められ、新たに後期高齢者医療制度が創設されることとなりました。

この法律により市町村は、財政運営の安定化を図るため、都道府県ごとにすべての市町村が加入する地方自治法に基づく特別地方公共団体である広域連合を設けることが義務付けられるとともに、この広域連合を平成18年度中に設立することとされました。

山形県においては、平成18年8月1日に県内の全市町村が参加して「山形県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」を立ち上げ、広域連合規約案等について検討・調整し、各市町村の12月議会において広域連合規約を議決しました。

そして、平成19年1月12日に山形県知事に対し広域連合設立許可申請書を提出し、2月1日に知事から設立許可を受けて「山形県後期高齢者医療広域連合」が発足しました。

2. 広域計画策定の趣旨

広域計画は、地方自治法第291条の7第1項の規定に基づき、広域連合を組織する市町村やその住民に対して、広域連合及び市町村が後期高齢者医療の事務処理を行っていくための基本的な方向を示すために策定するものであり、同法第291条の4第1項の規定に基づき定められた山形県後期高齢者医療広域連合規約第5条に規定する項目について具体的に定めるものです。

II 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務

後期高齢者医療制度の実施にあたっては、住民に身近な行政主体である市町村が窓口業務を担う一方、これらの市町村が広域連合を組織して財政運営の責任主体となり、後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営を図るため、

広域連合と関係市町村は、連携を図りながら次に掲げる事業を行います。

また、広域化によって住民の利便性が低下することがないように、広域連合が行う事務と関係市町村が行う事務を次のとおり分担します。

1. 平成 19 年度に行う事務

平成 20 年 4 月からの後期高齢者医療制度の実施に向けての準備行為として、広域連合電算処理システムの構築、被保険者台帳の作成、保険料率の算定等を広域連合が行い、住民情報提供システム及び保険料徴収システムの開発、被保険者台帳作成及び保険料率算定に必要な情報の提供等を市町村が行います。

2. 平成 20 年度以降に行う事務

(1) 被保険者の資格の管理に関する事務

住民からの資格管理に関する申請及び届出の受付、被保険者証の引渡し及び返還の受付等の窓口業務は市町村が行い、被保険者の資格管理、被保険者証の交付等は広域連合が行います。

(2) 後期高齢者医療給付に関する事務

住民からの後期高齢者医療給付に関する申請の受付等の窓口業務は市町村が行い、後期高齢者医療給付の審査及び支払並びにレセプトの点検及び保管は広域連合が行います。

(3) 保険料に関する事務

保険料の賦課に関する業務は市町村から提供される所得情報等に基づき広域連合が行い、保険料の徴収及び保険料に関する申請の受付等の業務は市町村が行います。

(4) 保健事業に関する事務

広域連合は市町村と連携し、被保険者の健康の保持増進を図るため、後期高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえた実効性のある保健指導等の在り方について検討します。

(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

各種申請や認定等に関する苦情・相談については、市町村窓口で受け付け、それらの集約及び管理は広域連合が行います。

また、制度の趣旨普及については、広域連合が市町村と協力して行いま

す。

3. 医療費の適正化

急速な高齢社会の進展に伴い、高齢者の医療費は増大し続けており、国民医療費全体に占める割合も年々上昇しています。

こうした中で、医療保険制度を今後とも維持していくためには、現役世代の負担が過重なものとならないよう、高齢者の医療費を中心として医療費の伸びを適正化していくことが重要です。

医療費の水準は、地域における疾病の発生状況や患者の受診動向のほか、地域における医療提供体制、保健事業や介護サービスの実施状況等とも関連しており、こうした状況を踏まえ、広域連合と関係機関が連携して医療費の適正化に取り組んでいきます。

4. 人材の育成・確保

広域連合の職員体制は、主として市町村からの派遣職員で構成します。

後期高齢者医療制度は、県内全市町村を構成団体とする広域連合が、市町村と連携・調整を図りながら運営する前例のない仕組みであり、広域連合と市町村とを網羅する広域連合電算処理システムネットワークを構築し、情報を共有化します。

これらの新たな試みに適切かつ確実に対応し、円滑な事業運営ができるよう、医療保険制度や電算システムに精通し、企画構想力を持った職員の育成・確保に努めます。

5. 住民サービスの向上

保険料徴収や各種申請の受付等の窓口業務については、住民に身近な行政主体として、日ごろから地域住民に接している市町村が行います。

また、その他の業務についても効率よく業務を遂行できるよう、広域連合と市町村が相互に連携・調整を図りながら、住民が利用しやすく信頼される後期高齢者医療制度の運営を行います。

Ⅲ 広域計画の期間及び改定

広域計画の期間は、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間とし、その後 5 年間を単位として改定するものとします。ただし、広域連合長が必要と認めるときは、随時改定を行うものとします。